

第2期八潮市地域福祉計画に基づく事業について

1、成年後見センターのご紹介

成年後見とは

- ・成年後見制度とは、物事を判断する能力が十分でない方について、当該本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度のこと。
- ・法定後見制度と任意後見制度の2種類がある。
- ・法定後見制度は後見，保佐，補助の3種類。
- ・法定後見は，判断能力の程度によって，区分される。

判断能力が全くない場合 → 後見

判断能力が著しく不十分な場合 → 保佐

判断能力が不十分な場合 → 補助

成年後見の種類

法定後見

- 判断能力の不十分な状態にある人に、親族等からの申立てに基づいて、家庭裁判所が適任と認める者を後見人等に選任する制度。
- 後見、保佐、補助の3種類が定められている。
- 裁判所の審判を経て、後見事務が開始する。

任意後見

- 判断能力が不十分になる前に、自分の判断能力が不十分となったときに備えて、事務の内容と後見人を契約で決めておく制度。
- 任意後見契約に関する法律
- 裁判所が、後見監督人を選任して、事務が開始する。

市町村長申立て

- 身寄りがない方，身寄りがあっても協力が得られない認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等について，本人の福祉のために成年後見人等を必要とする場合に，適切に成年後見等の開始が受けられるように，後見等の開始の申立権を市町村長に付与する旨の規定を設けたもの。（老人福祉法32条等）
- 市町村により，申立件数等に大きな差がある。

後見申立ての手続の流れ

- ① 申立て（弁護士費用は法テラスの利用可能）
必要書類をそろえて裁判所に提出
- ② 家庭裁判所の調査・鑑定
申立人面接・後見人候補者面接・本人面接
親族への意向照会
(鑑定が行われる場合もある)
- ③ 後見・保佐・補助開始の審判(申立から約1か月後)
後見人等が選任されます(候補者とは限らない)。
- ④ 審判の確定(告知から2週間で確定)
登記(1か月程度かかる)
- ⑤ 後見・保佐・補助の開始(申立から2か月～2か月半後)



後見人の事務

- 後見人に選任されると、まず本人の財産調査を行い、その財産目録を作成し、家庭裁判所に提出する。
- 後見人の主な職務は、本人意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、必要な代理行為を行い、財産を適正に管理していくこと。
- 具体的には、本人を代理して預貯金に関する取引、治療や介護に関する契約の締結等、必要な法律行為を行う。本人の財産、通帳や証書類を保管する、収支計画を立てる等の財産管理を行う。
- 後見事務の内容がわかるように記録し、定期的に家庭裁判所に報告する。

後見人の事務(2)

後見人の権限が及ばない行為

- 日常的な取引に関する取消権はない。
- 医的侵襲(手術, 臓器移植等)に関する同意権はない→現実には問題あり
- 婚姻・離婚・認知・養子縁組などの身分関係に関する代理や同意はできない。

後見人の報酬

- 後見人の事務には, 報酬を請求することができる。
- 家庭裁判所に対して, 報酬付与の申立てを行い。裁判所から報酬額の決定をもらう。
- 財産の多寡に応じて, 報酬額の基準がある。

成年後見支援センターの設置

令和2年度より八潮市社会福祉協議会に業務委託により設置予定

成年後見に関する窓口を開設する



成年後見センターの業務(予定)



成年後見に関する相談支援

- 成年後見制度に関する相談や申立に必要な書類の説明

法人後見

- 社会福祉協議会が法人として成年後見人等になり、通常の後見人と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う
- 弁護士・司法書士等に成年後見を依頼できない方が主な対象者となる

市民後見人の養成

- 研修の開催を通して市民後見人を養成
- 市民後見人養成講座修了者に対し、継続した学習の機会を提供するフォローアップ講座の実施

福祉サービス(日常生活自立支援事業)

- 福祉サービスについての説明や助言、利用、終了手続き等の援助
- 預金の払戻、預入、各種支払い等の日常的金銭的サービス
- 地域で自立した生活を送ることを支援することを目的としている

2、生活困窮者自立支援事業のご紹介

生活困窮者自立支援制度とは

- ・平成27年4月から実施されている
- ・現に生活に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方が主な対象
 - ⇒現に最低限度の生活を維持できない方は「生活保護制度」の対象となる



生活困窮者自立支援制度の概要

包括的な相談支援

◆ **自立相談支援事業**
(全国902福祉事務所設置自治体で1,313機関(H29年度))

〈対個人〉

- 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能

- 一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

- 地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくり

国費 3 / 4

改正事項

◆ **福祉事務所未設置町村による相談の実施**

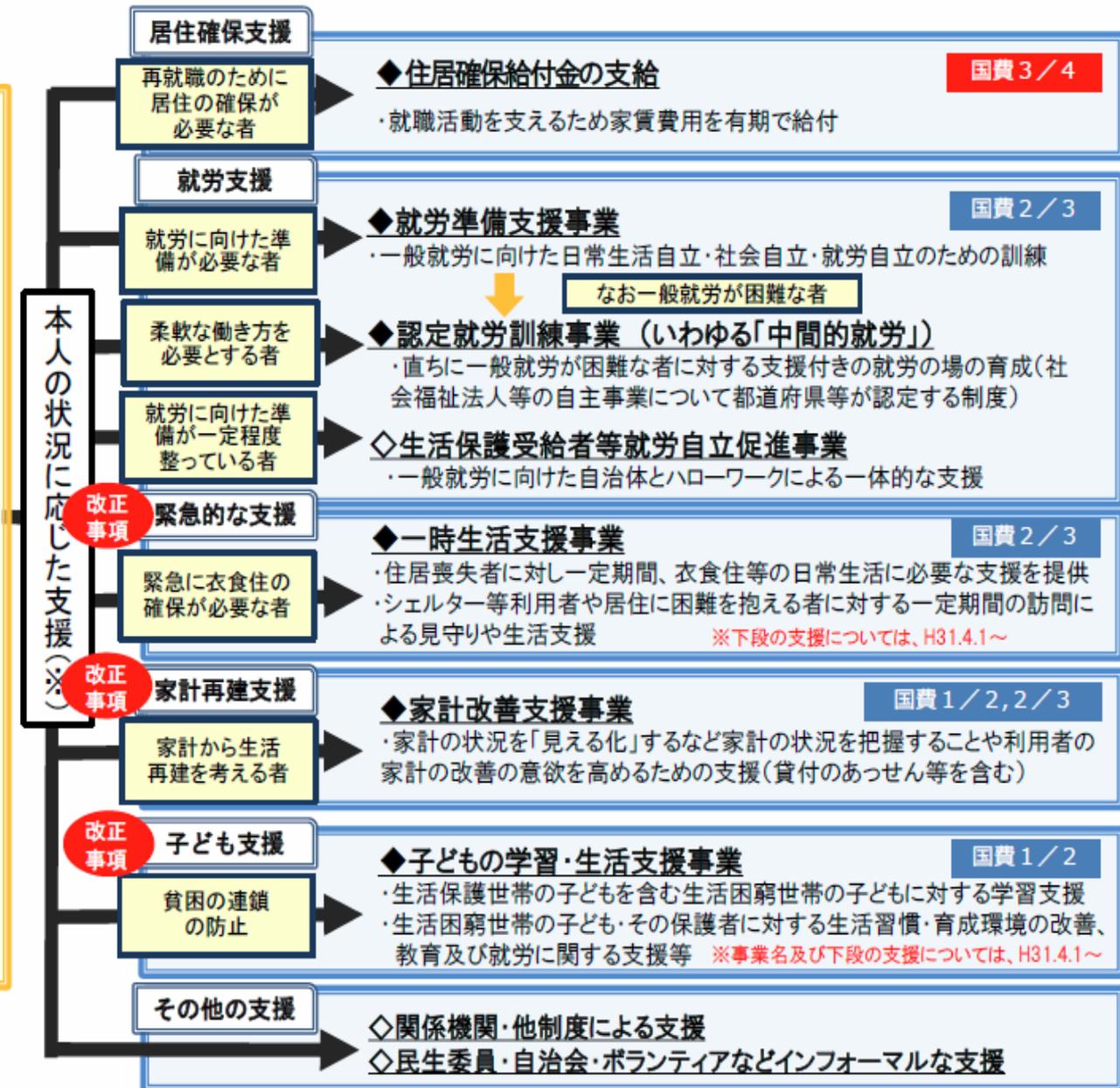
- 希望する町村において、一次的な相談等を実施

国費 3 / 4

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

改正事項

◆ **都道府県による市町村支援事業**



・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

国費 1 / 2

八潮市で現在実施している事業

必須事業

- 自立相談支援事業（就労支援を含む）

生活困窮者からの相談に応じてプランを作成し、必要な情報の提供及び助言を行う

プランに基づき就労支援や各種制度を活用した支援を行う

- 住居確保給付金

離職等により経済的に困窮し、住居を失った方または住居を失うおそれのある方に対し、家賃相当分を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う

任意事業

- **就労準備支援事業**

直ちに就労することが困難な方に対し、日常生活支援、社会生活支援、就労自立に向けた支援を行う

- **家計改善支援事業**

家計の問題を抱えた方に対し、家計の問題を見える化し、自ら家計を管理することができるよう支援を行う

- **子どもの学習支援事業**

生活困窮世帯の中学生・高校生、生活保護受給世帯の小学生・中学生・高校生を対象として、学習教室での学習支援・進路相談等を行う

平成30年度 八潮市の主な実績

	八潮市実績	八潮市実績 (人口10万人換算)	全国平均 (人口10万人換算)
新規相談	258	284	237
プラン作成	173	190	77
就労者	78	86	25
住居確保給付金	7		
就労準備支援事業	23		
家計改善支援事業	35		

八潮市の事例紹介



事例紹介①

対象者：男性（78歳）

収入：年金が2か月に約4万2千円

住居：知人と同居（光熱費と管理費のみ支払い）

主訴：35年間土木建築の会社に勤務、事務所の移転により退職を余儀なくされたため就職したい



支援内容

- ・相談を受けた数日後、警備会社による出張面接を実施
- ・即日採用となり令和元年9月現在も就労継続中



事例紹介②

対象者：夫（69歳）、妻（52歳）



収入：夫の自営業の収入が月30万程度

年金が月に約3万円程度

以前妻は障がい年金を受給していた

事業の借金があり、毎月5万円返済している

主訴：70歳くらいまでなら働けるが、預貯金が一切ないため年金収入のみになった時の生活が不安

支援内容

- ・買物、外食の頻度が多かったため、話し合いの上、実現可能な買物の頻度、上限金額の目安を設置したのち、家計簿をつけるように助言を行った
- ・今後は貯蓄を意識した管理を実践予定
- ・妻の障がい年金については審査請求の期間が過ぎてしまったため変更はできないとのことであった

事例紹介③



対象者：男性（30歳）

現状：精神保健福祉手帳2級所持
精神科デイケアに週5回通っている

主訴：週に1回程度PCを使用した作業の仕事を
したい

支援内容

- ・PCを使用した履歴書の作成、打ち込みの練習
- ・インターネット求人サービスを利用し数社面接
⇒不採用
- ・精神科デイケアの作業療法士と3者面談
⇒医療面は精神科デイケアでサポート、就労については就労準備にて就労に向けたチームケアを実施
- ・10月より本人の希望する就労移行の体験を実施予定